

証券コード 9899

2019年5月28日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目18番1号

株式会社 **ジョリーパスタ**

代表取締役社長 堤 秀 一

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月12日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月13日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー30階 ダイアモンド30
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第48期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 株式会社ゼンショーホールディングスとの株式交換契約承認の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

- ◎招集通知に添付すべき書類のうち、株主総会参考書類の「ゼンショーホールディングスの定款の定め」及び「ゼンショーホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び当社定款の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jolly-pasta.co.jp/>）に掲載しておりますので。本招集通知には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jolly-pasta.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日）におけるわが国経済は、国外では貿易摩擦の激化、欧州でのブレグジットをめぐる混乱が続き、国内では雇用環境の改善が見られるものの、大規模な自然災害が多発し、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、個人消費に力強さが見られないことや、食材価格の高騰、人件費の上昇により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社は「パスタならジョリーパスタ」をテーマに、パスタ専門店の魅力をよりお客様へアピール出来るよう、イタリアンの食卓を彩る豊富な品揃えと旬の食材をふんだんに使用した季節メニューの投入、既存商品のブラッシュアップによる商品力の強化及び心のこもった親切なサービス等に取り組んでまいりました。

当事業年度末の店舗数につきましては、12店舗の出店、4店舗の退店を行うと共に、グループ会社より3店舗の譲受を行った結果、ジョリーパスタ245店舗、その他5店舗の合計250店舗と前期末比11店舗の純増となりました。

売上高につきましては、ブランディングの強化及び業容の拡大を図った結果、当事業年度の既存店売上高前年比は108.4%、全店売上高前年比は115.1%と順調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高211億50百万円（前期比15.1%増）、営業利益17億93百万円（同86.7%増）、経常利益18億37百万円（同83.5%増）、当期純利益11億22百万円（同114.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において当社が実施しました設備投資の総額は7億61百万円であり、そのうち主なものは、店舗の新規出店等4億47百万円であります。

これらに必要な資金は、自己資金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において当社は、主に短期借入金の借り換え資金に充当するため、親会社である株式会社ゼンショーホールディングスから1億円を借り入れております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、引き続き食材価格や人件費の上昇、諸経費のコストアップに加え、世界経済の情勢もますます先行きが不透明になるなど、不安定な経営環境が続くと予想されます。

このような環境の中、当社は、引き続きゼンショーグループのシナジー効果を最大限に活用し、商品クオリティーの向上とお客様へのサービス強化に一層取り組んでまいります。さらに、効果的な販売促進で売上高の拡大を図ると共に、適切なコストコントロールによる利益の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

項 目	第 45 期 (2015. 4. 1 から 2016. 3. 31まで)	第 46 期 (2016. 4. 1 から 2017. 3. 31まで)	第 47 期 (2017. 4. 1 から 2018. 3. 31まで)	第 48 期 (2018. 4. 1 から 2019. 3. 31まで)
売 上 高	16,810,562千円	17,985,724千円	18,377,185千円	21,150,249千円
経 常 利 益	835,899千円	1,108,345千円	1,001,872千円	1,837,943千円
当 期 純 利 益	436,548千円	660,044千円	524,227千円	1,122,469千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	27.22 円	41.15 円	32.69 円	69.99 円
総 資 産	10,734,409千円	10,406,033千円	10,830,543千円	11,467,564千円
純 資 産	5,570,890千円	6,099,312千円	6,480,141千円	7,429,269千円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ゼンショーホールディングスであり、同社は当社の株式を10,351千株（議決権比率64.54%）保有いたしております。当社は主として同社を通じて原材料を仕入れております。

原材料の仕入れ等については、価格および取引条件が市場実勢を勘案してほかの取引条件と同等の水準になるよう検討し決定しております。また、資金の借入および資金の貸付の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。さらに、一部の店舗について賃貸借契約を結んでおり、店舗の賃借料および差入保証金については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

当社の取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

洋食メニューを主体とするレストラン事業であります。

(12) 主要な営業所等（2019年3月31日現在）

本 社	東 京 都 港 区
南 大 井 本 部	東 京 都 品 川 区
大 阪 営 業 所	兵 庫 県 西 宮 市
埼 玉 研 修 セ ン タ ー	埼 玉 県 川 口 市
大 阪 研 修 セ ン タ ー	兵 庫 県 西 宮 市
広 島 研 修 セ ン タ ー	広 島 県 広 島 市

店	舗
東 北 地 区	6店舗
関 東 地 区	76店舗
東 海 中 京 地 区	21店舗
近 畿 地 区	76店舗
中 四 国 地 区	34店舗
九 州 ・ 沖 縄 地 区	37店舗
合 計	250店舗

(13) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前事業年度末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	231名	15名減	41.2歳	17.6年
女 性	32名	2名減	32.8歳	7.3年
合計または平均	263名	17名減	40.2歳	16.4年

（注） 上記従業員のほかにパートタイマー1,803名（1日8時間換算による月平均人数）を雇用しております。

(14) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 ゼ ン シ ョ ー ホ ー ル デ ィ ン グ ス	100,000千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 45,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 16,114,000株 |
| (3) 株主数 | 9,472名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ゼンショーホールディングス	10,351,000株	64.54%
トヨタカローラ山口株式会社	544,340株	3.39%
アサヒビール株式会社	180,000株	1.12%
サントリー酒類株式会社	179,300株	1.12%
ジョリーパスタ社員持株会	125,400株	0.78%
株式会社明治	100,000株	0.62%
株式会社フジマック	88,300株	0.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	61,400株	0.38%
森永乳業株式会社	41,250株	0.26%
日本製粉株式会社	22,000株	0.14%

- （注）1. 当社は、自己株式を75,552株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
堤 秀 一	代表取締役社長	
小 川 一 政	取 締 役	(株)ゼンショーホールディングス 常務取締役 (株)ココスジャパン 取締役
魚 橋 泰 造	取 締 役	
濱 田 康 行	取 締 役	(株)グローバルテーブルサプライ 取締役
野々垣 好 子	取 締 役	
松 隈 秀 光	常 勤 監 査 役	
秋 山 豊 宏	監 査 役	
渡 邊 豊	監 査 役	富士興産株式会社 取締役（社外）監査等委員
秋 永 信 喜	監 査 役	

- (注) 1. 2018年6月14日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、取締役池田安希子氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2018年6月14日開催の第47回定時株主総会において、新たに魚橋泰造氏が取締役に選任され就任いたしました。
3. 堤秀一氏は、2018年10月5日開催の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。
4. 田邊公己氏は、2018年10月5日付で辞任により退任いたしました。退任時の当社における地位担当は代表取締役社長でありました。
5. 取締役野々垣好子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、経理に関する実務経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役野々垣好子氏および監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の状況

当社と社外取締役野々垣好子氏および社外監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

野々垣好子氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	31,771千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17,080千円 (7,200千円)
合 計	8名	48,851千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額120,000千円以内であります。(1990年6月開催の定時株主総会決議 ただし、使用人分給与は含みません。)
3. 監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内であります。(1991年6月開催の定時株主総会決議)

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役渡邊豊氏は、富士興産株式会社の取締役（社外）監査等委員であります。なお、当社と富士興産株式会社の間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動の状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	野々垣 好 子	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	秋 山 豊 宏	当事業年度開催の取締役会17回中15回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会8回中8回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	渡 邊 豊	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会8回中8回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	秋 永 信 喜	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会8回中8回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員が親会社またはその子会社から役員として受け取った報酬等はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w Cあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(2014年4月10日公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの整備の状況およびリスク管理体制の整備状況

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令・定款および社内規程の遵守の徹底を図る。
- ② 管理部門は、コンプライアンス（法令遵守）の取り組みを横断的に統括し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- ③ 社内のコンプライアンス（法令遵守）上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
- ④ 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その内容の適法性や健全性を確保するため、内部監査部門による監査を継続的に行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理する。
- ② 取締役および監査役は、これらの情報を保存・管理および保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」の定めるところにより、当社の様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかにリスク管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
- ② 前項に基づくリスク管理体制を統括的に管理するためにリスク管理担当部門が、リスク対策実施状況の点検を行い、その有効性を確保する。
- ③ 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスクおよびその他の選定されたリスクは、あらかじめ決められた管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果をリスク管理担当部門に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、達成度の評価・計画の見直しを定期的に行う。
- ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、日々変化する経営環境に迅速に対応するため、経営会議を原則毎月1回定期的に開催し、業務運営上の課題や問題点を客観的に分析、把握するとともに、常に的確な方向性を確立するものとする。
- ③ 迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業績管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。

(5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「ゼンショーグループ憲章」は、当社の全役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、ゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づく管理を行う。また、グループ会社統括管理部門に対し定期的または、随時整備状況の報告を行う。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保することが、信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性を社内全体に徹底する。
- ② 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備および運用状況については、内部統制評価責任部門が、当社の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
- ② 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
- ③ 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会に速やかに報告する。
 - ② 前項の当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規則」に準拠して対応する。
 - ③ 内部監査部門は、監査計画、監査結果等の相互開示により監査役との情報の共有化と効率化を図る。
- (9) 監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役があらかじめ適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために発生した費用についても、当社がこれを負担する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
 - ③ 監査役は必要に応じていつでも、取締役および使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益の提供を行わない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ① 当社は、「ゼンショーグループ憲章」に基づき、企業倫理の浸透を図ると共に、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的行動指針を示す。
 - ② なお、「ゼンショーグループ憲章」ならびに「コンプライアンス規程」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
 - ③ 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員が警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システムおよび内部監査全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングをし、改善を進めております。

また、監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施致しております。

② コンプライアンスおよびリスク管理

当社は「ゼンショーグループ憲章」「コンプライアンス規程」を全従業員に周知徹底させるとともに、会議等でその重要性等について取り上げております。

また、当社は「コンプライアンスホットライン」を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

更に、リスク管理委員会において、当社のリスクを全社的レベルで情報共有するとともにリスクの管理およびその進捗状況等について毎月報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役5名で構成され、社外取締役1名も出席しております。当事業年度において取締役会は17回開催され業務執行状況の監督を行うとともに各議案の審議にあたっては活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。当事業年度において監査役会は8回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,913,451	流 動 負 債	3,292,957
現金及び預金	300,420	買 掛 金	612,948
売 掛 金	261,953	関係会社短期借入金	100,000
商 品	3,103	リ ー ス 債 務	273,428
原材料及び貯蔵品	173,642	未 払 金	553,858
関係会社短期貸付金	810,133	未 払 費 用	621,092
前 払 費 用	254,583	未 払 法 人 税 等	589,452
1年内回収予定の差入保証金	64,802	未 払 消 費 税 等	258,144
そ の 他	44,811	前 受 金	12,252
固 定 資 産	9,554,113	預 り 金	34,754
有 形 固 定 資 産	6,774,113	賞 与 引 当 金	231,699
建 物	2,263,496	そ の 他	5,325
構 築 物	485,848	固 定 負 債	745,337
機 械 及 び 装 置	2,373	リ ー ス 債 務	603,097
器 具 備 品	164,121	資 産 除 去 債 務	111,410
土 地	2,986,997	そ の 他	30,830
リ ー ス 資 産	866,507	負 債 合 計	4,038,295
建 設 仮 勘 定	4,769	純資産の部	
無 形 固 定 資 産	47,704	株 主 資 本	7,443,857
ソ フ ト ウ ェ ア	29,804	資 本 金	2,958,080
借 家 権	1,789	資 本 剰 余 金	330,768
そ の 他	16,110	資 本 準 備 金	330,768
投資その他の資産	2,732,294	利 益 剰 余 金	4,199,596
投資有価証券	70,525	利 益 準 備 金	73,776
長期前払費用	44,751	その他利益剰余金	4,125,819
敷 金	1,898,864	繰越利益剰余金	4,125,819
差 入 保 証 金	474,757	自 己 株 式	△44,587
繰延税金資産	239,076	評価・換算差額等	△14,588
そ の 他	4,318	その他有価証券評価差額金	△14,588
資 産 合 計	11,467,564	純 資 産 合 計	7,429,269
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,467,564

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,150,249
売 上 原 価		5,930,682
売 上 総 利 益		15,219,566
販売費及び一般管理費		13,426,100
営 業 利 益		1,793,465
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,762	
賃 貸 収 入	121,865	
そ の 他	5,378	135,005
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,025	
賃 貸 収 入 原 価	64,058	
そ の 他	3,444	90,528
経 常 利 益		1,837,943
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	93	93
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	40,480	
そ の 他	762	41,242
税 引 前 当 期 純 利 益		1,796,794
法人税、住民税及び事業税		701,307
法人税等調整額		△26,982
当 期 純 利 益		1,122,469

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
2018年4月1日残高	2,958,080	330,768	57,738	3,179,773	3,237,511
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△160,384	△160,384
剰余金の配当による利益準備金積立			16,038	△16,038	—
当期純利益				1,122,469	1,122,469
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額					
当事業年度中の変動額合計	—	—	16,038	946,046	962,084
2019年3月31日残高	2,958,080	330,768	73,776	4,125,819	4,199,596

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2018年4月1日残高	△44,587	6,481,772	△1,631	6,480,141
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△160,384		△160,384
剰余金の配当による利益準備金積立		—		—
当期純利益		1,122,469		1,122,469
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額			△12,956	△12,956
当事業年度中の変動額合計	—	962,084	△12,956	949,127
2019年3月31日残高	△44,587	7,443,857	△14,588	7,429,269

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

其他有価証券

 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

 商品 …… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 原材料 …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定額法

 （リース資産を除く） なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 ただし、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。

(2) 無形固定資産

 ソフトウェア …… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

 その他 …… 定額法

 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,085,660千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

債権	738,774千円
債務	701,970千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	仕入高	5,936,558千円
	その他	589,310千円
営業取引以外の取引		11,649千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式 (株)	16, 114, 000	—	—	16, 114, 000

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式 (株)	75, 552	—	—	75, 552

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2018 年 6 月 14 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	80, 192 千円	利益剰余金	5. 0 円	2018 年 3 月 31 日	2018 年 6 月 15 日
2018 年 11 月 6 日 取 締 役 会	普通株式	80, 192 千円	利益剰余金	5. 0 円	2018 年 9 月 30 日	2018 年 12 月 4 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019 年 6 月 13 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	80, 192 千円	利益剰余金	5. 0 円	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 14 日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	39,534千円
賞与引当金	70,946千円
前払退職金	14,694千円
未払社会保険料	12,480千円
固定資産減損損失	135,112千円
資産除去債務	34,113千円
転貸損失	1,681千円
その他有価証券評価差額金	6,438千円
その他	8,702千円
繰延税金資産小計	323,704千円
評価性引当額	△72,525千円
繰延税金資産合計	251,178千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12,102千円
繰延税金負債合計	△12,102千円
繰延税金資産の純額	239,076千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、短期的な運転資金及び設備投資計画に照らした必要な資金の調達並びに一時的な余資の運用は株式会社ゼンショーホールディングスが提供するキャッシュ・マネジメント・システムにより行っております。

(2) 金融商品の内容およびリスク

売掛金は、主にクレジット会社に対するものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件のオーナーの信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金およびリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等のリスク）の管理

売掛金について、取引相手ごとに期日および残高を管理しております。

差入保証金は、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、株式会社ゼンショーホールディングスが提供するキャッシュ・マネジメント・システムに参加することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	300,420	300,420	—
(2)売掛金	261,953	261,953	—
(3)関係会社短期貸付金	810,133	810,133	—
(4)差入保証金 (1年内回収予定を含む)	539,560	600,573	61,013
(5)投資有価証券	44,496	44,496	—
(6)買掛金	612,948	612,948	—
(7)関係会社短期借入金	100,000	100,000	—
(8)未払費用	621,092	621,092	—
(9)未払法人税等	589,452	589,452	—
(10)リース債務	876,525	853,595	△22,930

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金 (2)売掛金 (3)関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)差入保証金 (1年内回収予定を含む)

これらの時価は将来キャッシュ・フローの合計額を期末日間近の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(5)投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。

(6)買掛金 (7)関係会社短期借入金 (8)未払費用 (9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10)リース債務

これらの時価は元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	26,028
敷金	1,898,864

非上場株式については、市場価値がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金については、市場価値がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、広島県その他の地域において、賃貸用の店舗（土地を含む）を有しております。2019年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は48,763千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,806,692	△11,593	2,795,099	1,951,109

- （注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として相続税評価額を参考に自社で調整計算した金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)ゼンショーホールディングス	64.54%	原材料の仕入	原材料仕入	5,936,558	買掛金	611,519
				資金の借入	—	関係会社 短期借入金	100,000
			資金の借入	利息の支払	11,550		
			資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社 短期貸付金	810,133
				利息の受取	92		
			役員の兼務	敷金の支払	95,500	敷金	251,800
			店舗の賃借	差入保証金の支払	147,496	差入保証金	433,315

- （注）1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針
- ①原材料仕入については、親会社との交渉により、仕入価格を決定しております。
- ②資金の借入および資金の貸付は、株式会社ゼンショーホールディングスがグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムおよび極度融資契約によるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。
- また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
- ③敷金は、土地等の賃借のために預託しております。
- ④差入保証金は、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	463円22銭
1 株当たり当期純利益	69円99銭

重要な後発事象に関する注記

(株式交換による完全子会社化)

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、株式会社ゼンショーホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、ゼンショーホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、当社においては、2019年6月13日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2019年8月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の株式は、株式会社東京証券取引所において2019年7月30日付で上場廃止（最終売買日は2019年7月29日）となる予定です。

(1) 本株式交換による完全子会社化の目的

本株式交換を行うことにより、ジョリーパスタとして、店舗数・営業エリアの大幅な増強、新規事業の開拓による集客力の強化、工場・物流のグループ内共通化の更なる推進による物流費用の削減が可能となるとともに、ゼンショーグループ内のスピーディーかつ柔軟な意思決定や方針徹底の実現、上場廃止に係る潜在的な利益相反の可能性の排除に伴う機動的かつ柔軟な経営体制の構築及び株式上場を維持するために必要な経費の削減等、様々なメリットが見込まれるとの共通認識に至ったことから、2019年5月14日、両社において、本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結しました。

(2) 本株式交換の日程

①定時株主総会基準日（ジョリーパスタ）	2019年3月31日
②本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	2019年5月14日
③本株式交換契約締結日（両社）	2019年5月14日
④定時株主総会開催日（ジョリーパスタ）	2019年6月13日（予定）
⑤最終売買日（ジョリーパスタ）	2019年7月29日（予定）
⑥上場廃止日（ジョリーパスタ）	2019年7月30日（予定）
⑦本株式交換の効力発生日	2019年8月1日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ゼンショーホールディングス (株式交換完全親会社)	ジョリーパスタ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.8
本株式交換により 交付する株式数	ゼンショーホールディングスの普通株式： 4,549,958株（予定）	

（注）1. 株式の割当比率

ジョリーパスタの普通株式1株に対して、ゼンショーホールディングスの普通株式0.8株を割当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するゼンショーホールディングスの株式数

ゼンショーホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりゼンショーホールディングスがジョリーパスタの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）のジョリーパスタの株主名簿に記載又は記録されたジョリーパスタの株主（ただし、ゼンショーホールディングスを除きます。）に対して、その所有するジョリーパスタの普通株式の株式数の合計に0.8を乗じた数のゼンショーホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。なお、ゼンショーホールディングスは、かかる交付に当たり、新たに発行する普通株式を使用する予定です。（ただし、ゼンショーホールディングスの判断により、上記に従い交付されるゼンショーホールディングスの普通株式の一部として、同社が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。

なお、ジョリーパスタは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってジョリーパスタが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、ジョリーパスタによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ジョリーパスタ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鵜飼 千恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジョリーパスタの2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、株式会社ゼンショーホールディングスを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 ジョリーパスタ 監査役会

常勤監査役 松 隈 秀 光 ⑩

社外監査役 秋 山 豊 宏 ⑩

社外監査役 渡 邊 豊 ⑩

社外監査役 秋 永 信 喜 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式会社ゼンショーホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ゼンショーホールディングス（以下「ゼンショーホールディングス」といいます。）は2019年8月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うため、後記「2. 本株式交換契約の内容」記載の株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を、2019年5月14日に締結いたしました。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容は、次の通りであります。

1. 本株式交換の目的

当社とゼンショーホールディングスは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という共通の企業理念の下、フード業を幅広く展開し、世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供するという使命をもって、両社の連携強化を図りながらそれぞれの事業を展開してまいりました。

また、当社は、日曜日の憩いとなるお店をつくりたいという夢を「サンデーサン」の名に込め、1971年に株式会社サンデーサン（現 ジョリーパスタ）として設立されました。本拠地である山口県近隣を中心にファミリーレストランの店舗展開を開始し、洋レストランの「サンデーサン」及びイタリアンレストランの「ジョリーパスタ」を主要業態に据え、全国に出店の輪を拡大することを目標として、1983年に100店舗、1996年に200店舗、2000年に300店舗と積極的な出店、営業エリアの拡大に努めてまいりました。そのような中で、1990年には広島証券取引所上場、2000年には東京証券取引所市場第二部上場を果たしました。

その後、「サンデーサン」業態の分社・再編、ゼンショーグループ全体での原材料の一括仕入れ、工場・物流センターのグループ内共通化、食材調達管理システムや電子マネー等のグループ内システム共有化によるシステム維持費用の削減、業態を跨いだ販促企画の展開、ジョリーパスタの調理方法や店舗オペレーションを活かした新業態の開発等を通じて、利益体質の改善等による企業価値向上に努めてまいりました。

一方、ゼンショーホールディングスは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という企業理念の下、1982年に株式会社ゼンショー（現 ゼンショーホールディングス）として設立されました。同年には郊外型ファミリー牛丼店の「すき家」をスタートし、その後、1997年には店頭登録、1999年には東京証券取引所市場第二部上場、2001年には東京証券取引所市場第一部上場を果たしました。2000年からは、既存業態の出店に加えM&Aの活用によって事業拡大を図り、2011年には、よりグローバルに事業を展開するため持株会社体制に移行しております。

創業時より、安全で質の高い商品とサービスをお客様に提供するため、原材料の調達から製造・加工、物流、店舗における販売までを一貫して自らの手で企画・設計、運営するマス・マーチャндаイジング・システム（以下「MMD」といいます。）の構築をしてまいりました。MMDを実践することで、より幅広い層のお客様に、いつでも、気軽に利用していただける店舗づくりを実現し、業容の一層の拡大と効率化を図り、株主価値の増大に努めております。

現在のゼンショーグループでは牛丼チェーンの「すき家」、パスタ専門店の「ジョリーパスタ」の他、丼ぶり・京風うどんの「なか卯」、ファミリーレストランの「ココス」、100円寿司チェーンの「はま寿司」等の運営を行っており、2019年3月末時点で、国内外9,509店舗（内ジョリーパスタ250店舗）とグローバルかつ幅広くフード業の経営を行っております。

しかしながら、足元の外食業界においては、消費者マインドに持ち直しの動きが見られるものの、今後、就労人口不足による求人費・人件費の更なる上昇、仕入食材関連の価格高騰・配送費の費用増等が見込まれ、依然として厳しい経営環境が続くと考えられます。ゼンショーグループとしては、グループ各社の枠組みにとらわれず、お客様のニーズに対応した店舗運営、高収益な業態の開発・転換・拡大による多角化、営業基盤の強化、これらに対して機動的に対応できる迅速な意思決定体制等を構築することが急務と考えております。

かかる状況の下、当社は、2007年の連結子会社化後、上記の諸施策を初めとするグループシナジーを十分に受けることができる環境が整い、それらを活かす努力が実を結んできた結果、とりわけ近時は利益体質の改善による企業価値の向上について一定の成果をあげてきました。ただし、外食産業においては、競合他社との競争激化や個人消費の不透明感に加え、上記のとおり引き続き厳しい経営環境が続くと考えられることから、企業価値の更なる向上を図り、かつ、持続的な成長を実現するためには、仕入、物流、資金、人的対応、など、あらゆる面で一層のグループシナジーを活用できる体制の構築及び更なる経営の効率化が不可欠であると考えております。

一方、ゼンショーホールディングスは、グループとしての事業シナジーを最大限に発揮し、ゼンショーグループがフード業における環境の変化に機敏に対応しつつ持続的に成長戦略を実現していくため、更なる経営資源の有効活用、重複する業務の集約化、利益相反関係の排除等を可能とする経営体制を検討した結果、ジョリーパスタを完全子会社とすることにより、これまで以上にグループとしての協力体制を強固なものとすることが最善の策であると判断し、2019年3月6日、当社に対して本株式交換の申入れを行い、継続的に協議を重ねてまいりました。

そのような状況の下、ゼンショーホールディングスからの申入れについて検討した結果、本株式交換を行うことにより、当社として、店舗数・営業エリアの大幅な増強（未進出のエリアが多くあり、成長余地が大きい）、そのために必要な人

材の育成・確保、新規事業の開拓による集客力の強化、工場・物流のグループ内共通化の更なる推進による物流費用の削減が可能となるとともに、ゼンショーグループ内のスピーディーかつ柔軟な意思決定や方針徹底の実現、上場廃止に係る潜在的な利益相反の可能性の排除に伴う機動的かつ柔軟な経営体制の構築及び株式上場を維持するために必要な経費の削減等、様々なメリットが見込まれるとの共通認識に至ったことから、両社において、本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結しました。

株主の皆様には何卒趣旨をご理解のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約の内容

当社がゼンショーホールディングスとの間で2019年5月14日付で締結した株式交換契約の内容は次の通りです。

株式交換契約書（写）

株式会社ゼンショーホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社ジョリーパスタ（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商 号：株式会社ゼンショーホールディングス

所在地：東京都港区港南二丁目18番1号

（2）株式交換完全子会社

商 号：株式会社ジョリーパスタ

所在地：東京都港区港南二丁目18番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.8を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.8株の割合をもって割り当てる。
3. 前2項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金： 0円
- (2) 資本準備金： 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金： 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年8月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時に

において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意のうえ、これを行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条1項ただし書きに定める株主総会の承認が得られなかったとき、第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときにはその効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ原本1通を保管する。

2019年5月14日

東京都港区港南二丁目18番1号
株式会社ゼンショーホールディングス
代表取締役会長兼社長 小川 賢太郎 ㊞

東京都港区港南二丁目18番1号
株式会社ジョリーパスタ
代表取締役社長 堤 秀一 ㊞

3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号及び第6号を除く）に掲げる事項の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	ゼンショーホールディングス (株式交換完全親会社)	ジョリーパスタ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.8
本株式交換により 交付する株式数	ゼンショーホールディングスの普通株式：4,549,958株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、ゼンショーホールディングスの普通株式0.8株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するゼンショーホールディングスの株式数

ゼンショーホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりゼンショーホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（ただし、ゼンショーホールディングスを除きます。）に対して、その所有する当社の普通株式の株式数の合計に0.80を乗じた数のゼンショーホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。なお、ゼンショーホールディングスは、かかる交付に当たり、新たに発行する普通株式を使用する予定です。（ただし、ゼンショーホールディングスの判断により、上記に従い交付されるゼンショーホールディングスの普通株式の一部として、同社が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取

得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ゼンショーホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主においては、係る単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、ゼンショーホールディングスの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

①単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びゼンショーホールディングスの定款の規定に基づき、単元未満株主がゼンショーホールディングスに対し、自己の保有するゼンショーホールディングスの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のゼンショーホールディングスの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がゼンショーホールディングスに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ジョリーパスタの株主に交付されるゼンショーホールディングスの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のゼンショーホールディングスの普通株式を売却し、係る売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるジョリーパスタの株主にお支払いします。

5. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

当社及びゼンショーホールディングスは上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、2019年3月にゼンショーホールディングスから当社に対して本株式交換について申し入れ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、ゼンショーホールディングスが当社を完全子会社とすることが、当社及びゼンショーホールディングスの企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社及びゼンショーホールディングスは、下記（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3.（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性を確保するため、当社は株式会社ストリーム（以下「ストリーム」といいます。）を、ゼンショーホールディングスはみずほ証券株式会社（以

下「みずほ証券」といいます。)をそれぞれ第三者機関として選定し、また、当社は弁護士法人小久保法律事務所を、ゼンショーホールディングスは熊谷・田中・津田法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

ゼンショーホールディングスは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したみずほ証券から2019年5月13日付で受領した株式交換比率算定書、熊谷・田中・津田法律事務所からの助言、ゼンショーホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社は、下記(エ)「公正性を担保するための措置」及び(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したストリームから2019年5月13日付で受領した株式交換比率算定書、弁護士法人小久保法律事務所からの助言、ジョリーパスタ及びその支配株主であるゼンショーホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である、小澤幹人氏(弁護士、弁護士法人港国際法律事務所)、前川健嗣氏(公認会計士、前川健嗣公認会計士事務所)、及びジョリーパスタの社外監査役・独立役員である渡邊豊氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)から2019年5月13日付で受領した本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の条件及び交渉過程の手続は公正であり、当社の取締役会が本株式交換を行うとの決議を行うことが、当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書、当社がゼンショーホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討しました。そして、本株式交換比率は、下記(イ)(ii)「算定の概要」に記載のとおり、ストリームから受領した株式交換比率の算定結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)、及び類似会社比較法の算定レンジの範囲内であり、また市場株価基準法の算定レンジの範囲内でもあることから合理的な水準にあり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、当社及びゼンショーホールディングスは、それぞれの第三者算定機関から得た算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎

重に交渉を複数回にわたり重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものという判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意の上、変更されることがあります。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関であるストリーム及びゼンショーホールディングスの第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも、当社及びゼンショーホールディングスから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

みずほ証券は、ゼンショーホールディングス及びジョリーパスタの株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法（2019年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるゼンショーホールディングスの1株当たり株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法 株式交換比率の算定結果

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
[市場株価基準法]	0.73～0.83
[類似会社比較法]	0.54～0.85
[DCF法]	0.73～1.18

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料

及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最前の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されていることを前提としています。

なお、当社及びゼンショーホールディングスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

ストリームは、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準法においては、2019年5月13日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法においては、当社については、当社の主要事業である外食事業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社銚子丸、株式会社ライフフーズ、東和フードサービス株式会社、株式会社カルラ、株式会社ハチバンを選定した上で、EV/EBITDA倍率及びEV/EBIT倍率を用いて算定を行いました。ゼンショーホールディングスについては、ゼンショーホールディングスの主要事業である外食事業・小売事業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社すかいらくホールディングス、日本マクドナルドホールディングス株式会社、ロイヤルホールディングス株式会社、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス、株式会社トリドールホールディングス、株式会社ヤマナカを選定した上で、EV/EBITDA倍率及びEV/EBIT倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、当社については、当社が作成した2019年3月期の見込み、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は3.94%～4.94%を採用し

ており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。ゼンショーホールディングスについては、ゼンショーホールディングスが作成した2019年3月期の見込み、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は2.54%～3.54%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

各評価手法による、当社の普通株式1株に対して割当てるゼンショーホールディングスの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
[市場株価基準法]	0.73～0.83
[類似会社比較法]	0.73～1.06
[DCF法]	0.53～1.07

ストリームは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び妥当性並びに完全性の検証を行っておらず、その義務を負うものではなく、それらを保証するものではありません。なお、当社及びゼンショーホールディングスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2019年8月1日（予定）をもって、当社はゼンショーホールディングスの完全子会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2019年7月30日付で上場廃止（最終売買日は2019年7月29日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所において当社の普通株式を取引することはできません。

この点、本株式交換の対価であるゼンショーホールディングスの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株

式交換の対価として割当交付されるゼンショーホールディングスの普通株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、当社の株主の皆様のうちゼンショーホールディングスの普通株式を100株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、当社の株主の皆様のうち、ゼンショーホールディングスの普通株式を100株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式となるため、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様の希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記(1)①の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記(1)①の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2019年7月29日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引することができます。

(エ) 公正性を担保するための措置

ゼンショーホールディングスは既に当社の発行済株式総数の64.54%(2019年3月31日現在)を保有する同社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関であるストリームを選定し、2019年5月13日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、ストリームより、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

一方、ゼンショーホールディングスは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2019年5月13日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ゼンショーホールディングスは、みずほ証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、弁護士法人小久保法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、弁護士法人小久保法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、ゼンショーホールディングスは、熊谷・田中・津田法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。なお、熊谷・田中・津田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

ゼンショーホールディングスは既に当社の発行済株式総数の64.54% (2019年3月31日現在) を保有する同社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得

当社は、2019年3月25日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の正当性・合理性 (本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。)、(b) 本株式交換の条件の公正性 (株式交換比率の妥当性を含む。)、(c) 本株式交換における交渉過程の手続の公正性、(d) 本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は2019年3月25日から2019年5月13日までに、合計6回の会合を開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、係る検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の財務状態を含む企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定方法・過程についての説明を受けており、また、ストリームから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、第三者委員会は、当社の法務アドバイザーである小久保法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、係る経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の条件は公正であり、本株式交換の交渉過程の手続は公正であり、本株式交換を行うことの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少

数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を、2019年5月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

- (ii) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、小川一政氏はゼンショーホールディングスの常務取締役を、濱田康行氏はゼンショーホールディングスのグループマーチャンダイジング本部 GRPP統括部 部長を、それぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社取締役5名のうち、小川一政氏及び濱田康行氏を除く3名の全員一致により承認可決されており、かつ、係る議案の審議には、当社の監査役4名全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

① ゼンショーホールディングスの定款の定め

ゼンショーホールディングスの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://www.jolly-pasta.co.jp/>) に掲載しております。

② 交換対価の換価方法に関する事項

(i) 交換対価を取引する市場

ゼンショーホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

(ii) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ゼンショーホールディングスの普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

(iii) 交換対価の譲渡その他の処分に関する制限の内容

該当事項はありません。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2019年5月14日）の前営業日を基準として1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所第一部におけるゼンショーホールディングスの普通株式の終値の平均はそれぞれ2,452円及び2,528円となります。

- ④ ゼンショーホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ゼンショーホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

- (3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換により完全子会社となる当社は、新株予約権及び新株予約権付き社債のいずれも発行していないため、該当事項はございません。

- (4) 計算書類に関する事項

- ① ゼンショーホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ゼンショーホールディングスの最終事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定により、当社ウェブサイト（<https://www.jolly-pasta.co.jp/>）に掲載しております。

- ② 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

- (i) 当社

該当事項はございません。

- (ii) ゼンショーホールディングス

該当事項はございません。

第2号議案 剰余金処分の件

第48期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき5円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めると年間の配当金は1株につき10円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は80,192,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月14日といたしたいと存じます。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社の監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
1 (再任)	まつ くま ひで みつ 松 隈 秀 光 (1953年10月27日)	1980年3月 当社 入社 1998年4月 当社 営業部長 2004年4月 当社 監査室長 2005年4月 当社 商品部長 2006年4月 当社 西日本営業部スーパーバイザー 2007年4月 当社 監査室長 2007年6月 当社 常勤監査役（現任）	1,000株
2 (再任)	わた なべ ゆたか 渡 邊 豊 (1951年11月8日)	1975年4月 (株)東京銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 1997年1月 ドイツ東京三菱銀行 副頭取 1998年5月 ドイツ東京三菱銀行 頭取 2001年3月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）証券投資部長 2003年2月 同社 ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長 2005年8月 (株)イリス 常務取締役 2006年1月 同社 代表取締役副社長 2014年6月 富士興産(株) 取締役（社外）監査等委員（現任） 2015年6月 当社 監査役（現任）	-株
3 (再任)	あき なが のぶ き 秋 永 信 喜 (1953年12月6日)	1977年4月 日本電気(株) 入社 1988年6月 NECメキシコ 総務部長 1997年4月 NECヌサンタラ・コミュニケーションズ 経理部長 2002年8月 日本電気(株) ソリューション企画本部グループマネージャー 2007年4月 NECインドネシア 経理財務責任者 2009年6月 NECインドニア 副社長 2012年6月 NECファシリティーズ(株) 監査役 2015年6月 当社 監査役（現任）	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊豊氏および秋永信喜氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由は以下の通りであります。
- (1) 渡邊豊氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能の強化に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 秋永信喜氏を社外監査役候補者とした理由は、経理に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能の強化に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 渡邊豊氏、秋永信喜氏は現在当社の社外監査役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、渡邊豊氏および秋永信喜氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。各氏の再選が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、渡邊豊氏および秋永信喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再選が承認されましたら、継続して独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー30階 ダイアモンド30

車でのアクセス

- ・羽田空港から20分。
- ・東京シティアターミナル（箱崎）から20分。
- ・東京駅から20分。
- ・JR線、モノレールの浜松町から10分。
- ・銀座から15分。

電車でのアクセス

- ・新幹線、JR線、京浜急行の品川駅前（高輪口）。



※品川プリンスホテルは、品川駅から徒歩2分とアクセスが大変便利です。
※駐車場には限りがございますので、電車・バスをご利用下さい。
※時間によりウイング高輪は通行できない場合がございますのでご了承下さい。